

公権力を行使した活動

消防団員が有する主な公権力

(1) 火災警戒区域の設定(消防法第 23 条の2)

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

(2) 消防車の優先通行(消防法第 26 条)

消防車は、緊急の場合、交通法規の一部が免除され、他の車両等に制限を加えることによって、優先的に通行することができる。

(3) 消防隊の緊急通行権(消防法第 27 条)

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(4) 消防警戒区域の設定(消防法第 28 条)

火災の現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、関係者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

(5) 消火活動中の緊急措置(消防法第 29 条第1項)

消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、消防対象物の在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(6) 火災現場における消防作業従事命令(消防法第 29 条第5項)

消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

公権力を行使した活動

外国人消防団員ができる活動とできない活動

○できる活動

- ・ 消防演習、式典等への参加
- ・ イベント等におけるチラシ配りなどの広報活動
- ・ 火災等の警戒活動
- ・ 災害時の避難誘導及び通訳、土のう積みなどの水防活動
- ・ 各種訓練への参加（操法訓練含む）

×できない活動

- ・ 消火活動（後方支援活動含む）
- ・ 延焼防止のための家屋等の破壊
- ・ 土地等の強制使用（強制立入・通行、強制退去、立入制限）
- ・ 消防車両の運転（同乗は可能）
- ・ 行方不明者の搜索（一般人としての搜索活動は可能）
- ・ 交通整理
- ・ 一般人に対する消火活動従事命令